

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成25年5月23日(木) 本社会議室		
委員	波光 巖(大学教授) 矢橋晨吾(大学名誉教授) 西谷隆巨(大学名誉教授) 田中俊充(護士) 角田 茂(学校法人参事)		
審議対象期間	平成25年1月1日～平成25年3月31日		
抽出案件	総件数	5	件 (備考)
工事	一般競争入札	1	件
	公募型指名競争入札	0	件
	通常指名競争入札	1	件
	随意契約	0	件
建設コンサ	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0	件
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0	件
ルタント	標準プロポーザル	0	件
	一般競争入札	1	件
	通常指名競争入札	1	件
	随意契約(競争性のある)	0	件
	随意契約(特命随意契約)	0	件
補償契約		1	件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	1. 一般競争入札(工事)		
	【ダム直下堆砂土砂運搬工事】		
	・ 辞退した者の理由は何か。	・ 1者は、年度末で配置予定技術者が対応できなかったという理由。もう1者は、年度末で入札のための積算を実施している時間がなく、かつ、ダンプトラック及び配置予定技術者の手配がつかなかったという理由です。	
	・ 下久保ダムでは、今どれくらい堆砂しているのか。	・ 平成24年度の堆砂測量の結果では、全堆砂量の88.3%が貯まっている状況です。	

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

<b>2. 通常指名競争入札（工事）</b>	
<b>【東西分水工周辺舗装工事】</b>	
<p>・毎年の除草費用はどのくらいかかるのか。舗装する場合とどういう形で比較計算されているのか。</p>	<p>・豊川用水全体として除草を発注しているが、この部分を金額になおすと大体毎年 10 万円ぐらいになります。除草費用の軽減以外にも、不法投棄が非常に多いことからその防止と、本施設が非常に重要な施設であり、年間 500 名以上来る見学者への対応のため、今回舗装を行っています。</p>
<p>・指名回数が 5 回以上の業者を除外するとあるが、今回の指名で選ばれた業者は指名回数 0 のものばかりであり、実態とかけ離れたように思われるがどうか。</p>	<p>・今回の舗装工事は管理事業で発注していますが、豊川用水総合事業部では建設事業である二期事業でも、同様の工事をかなり多く発注しています。このように豊川用水総合事業部では建設事業も行っているということから、事務所として多少多目の回数による制限をルールとしているものと思います。</p>
<b>3. 一般競争入札（建設コンサルタント業務等）</b>	
<b>【佐間水門実施設計他業務】</b>	
<p>・落札業者が 1 者応札になるということを知ったのはどの時点か。事前に知らないのであれば入札価格は、競争価格であると考えても良いか。</p>	<p>・入札が終わるまでは知らなかったと思いますので、そのように考えることができます。</p>
<p>・本件の水路の改築には、どのような必要性があったのか。</p>	<p>・この地域では、地盤沈下が発生していること。また、完成後約 4 6 年経過しており、施設の老朽化もあって、建設当時確保されていた通水容量 50 トンが、現在は 37 トンしか確保されていないため、改築することとしました。</p>

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

	<p>・2者しか応札してこなかったが、ファックスで連絡したところが大分あったのであり、もう少し応札者がいてもいいのではないかと思われるがどうか。</p>	<p>・数千の者にファックスを送った結果、32者が資料請求してきています。その中のいくつかの者に、なぜ応札しなかったのかを確認したところ、技術者が確保できなかった者が31%、同種業務に該当する実績がなかった者が31%でした。その他にも価格競争が厳しいので、なかなか仕事をとれないのではないかという者もありました。</p>
	<p>・水路断面と水門の両方を行わせることとなるが、質的に多分違うところがあるので、別にしても良かったのではないか。一緒にしたのは何故か。次回以降は、発注スケジュールもあると思うのだが、1者応札を避けるという意味では検討の余地があるのではないか。</p>	<p>・全体で考えると、ある程度まとめて出したほうが効率的だということを考えました。</p>
<p><b>4. 通常指名競争入札（建設コンサルタント業務等）</b></p>		
<p><b>【総合管理所内部改修実施設計業務】</b></p>		
	<p>・部屋の改修とは、和室部分をどのようにすることか。また、空調設備の改修は、どういう内容か。</p>	<p>・部屋の改修は、現在和室になっている部分を会議室に改修するもので、畳の部屋から会議机を置ける部屋に改修する設計をしています。空調設備の改修は、設置後20年近く経って同じ機種がないので、機能的に同じものを、配置等もあわせて設計をしています。</p>
	<p>・不落随契に移行したということだが、金額に達しなかった場合には不落随契に移行するというのを、業者はあらかじめ何かで知っているのか。また、内部では決裁をとっていたのか。</p>	<p>・指名競争の場合は、それを知らせていません。内規で予定価格との差が10%以内の場合は不落随契に移行、30%以内の場合は内訳書をとって移行するかどうかを契約職が判断することになっています。また、事前の施行決裁の段階で、不落随契への移行について決裁をとっています。</p>

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

	<b>5. 補償契約</b>	
	<b>【電気工作物移転工事補償電気通信設備の仮移設に関する補償契約】</b>	
	<p>・仮移転というのは、武蔵水路の改修工事が終わったらまた元へ戻すということか。その時の費用は。</p>	<p>・相手方の希望としては、将来利用を見据えて、また同橋に戻ってくることを予定しています。費用については、相手方と協議をして、補償をもう一回行います。</p>
	<p>・移転して帰ってくるという前提条件がある場合には、一括して補償することで、もう少し安くすることなどは考えられないのか。</p>	<p>・同じような形態で戻ってくるなら可能かもしれませんが、今回橋梁の改善があり、共同溝ではないですが、ボックス型の橋梁の中に埋設することとなっています。相手方も我々の設計がきちんと決まらないと、どの位置に工事ができるのか想定できないということもあり、まずは仮移転費だけの補償をお願いせざるを得ないという事情があります。</p>
	<p>・元の場所に帰ってくるというのは向こうの都合だということで、帰ってくる費用は先方が負担すべきだということとは言えないか。</p>	<p>・占用許可に基づいて現施設が設置され、占用料についても支払っていただいている中で、改築工事で支障があるからといって、仮移設も本移設も全額を相手方に負担させることはできないので、互いに移転料の2分の1を負担することとしています。</p>
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・なし	・なし

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アク시스・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

財務部契約課長

相良 秀樹（内線 2251）

技術管理室技術調査課長

益山 高幸（内線 4631）

用地管財部補償業務課長

杉浦 正人（内線 2331）